定　　款

旭ダイヤモンド工業株式会社

（2022年６月24日改正）

旭ダイヤモンド工業株式会社定款

第一章　総　　則

〔商　号〕

第１条　当会社は、旭ダイヤモンド工業株式会社と称し、その英文は、Asahi Diamond Industrial Co., Ltd.とする。

〔目　的〕

第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

１、ダイヤモンドおよび高硬度物質応用の各種工具、用具および精密機械の製造販売ならびに輸出入

２、各種宝石の研磨、加工、鑑定および売買ならびに貴金属および貴金属製品の売買

３、各種金属細線の伸線ならびに加工

４、工業用ダイヤモンド原石、粉末等の販売ならびに輸出入

５、前各号に附帯する一切の業務

〔本店の所在地〕

第３条　当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

〔機　関〕

第４条　当会社は、株主総会、取締役のほか、次の機関を置く。

１、取締役会

２、監査役

３、監査役会

４、会計監査人

〔公告方法〕

第５条　当会社の公告方法は、電子公告とする。

但し事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第二章　株　　式

〔発行可能株式総数〕

第６条　当会社の発行可能株式総数は１億9,030万株とする。

〔自己の株式の取得〕

第７条　当会社は、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

〔単元株式数〕

第８条　当会社の単元株式数は100株とする。

〔単元未満株式を有する株主の権利〕

第９条　当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

１、会社法第189条第２項各号に掲げる権利

２、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

３、次条に定める請求をする権利

〔単元未満株式の買増し〕

第10条　当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

〔株主名簿管理人〕

第11条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。

〔株式事務〕

第12条　当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

〔株式取扱規程〕

第13条　当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第三章　株主総会

〔招　集〕

第14条　当会社の定時株主総会は毎年６月に、臨時株主総会は必要あるときに随時これを招集する。

〔定時株主総会の基準日〕

第15条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年３月31日とする。

〔招集権者および議長〕

第16条　株主総会は取締役社長がこれを招集し、議長となる。

取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

〔決議の方法〕

第17条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

会社法第309条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

〔議決権の代理行使〕

第18条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

但しこの場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を株主総会ごとに会社に提出しなければならない。

〔電子提供措置等〕

第19条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

２　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第四章　取締役および取締役会

〔取締役の定員〕

第20条　当会社に取締役10名以内を置く。

〔取締役の選任〕

第21条　取締役は株主総会で選任する。

取締役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもって行う。

取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

〔取締役の任期〕

第22条　取締役の任期は選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

〔取締役会の権限〕

第23条　取締役会は業務の執行その他法令または本定款に定める事項を決定する。

〔招集者および議長〕

第24条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長がこれを招集し、その議長にあたる。

取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

〔取締役会の招集通知〕

第25条　取締役会の招集通知は各取締役および各監査役に対して会日の５日前に発する。

但し緊急の場合にはその期間を短縮することができる。

取締役および監査役の全員の同意があるときは招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

〔取締役会の決議方法〕

第26条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

当会社は、会社法第370条の要件を充たす場合は、取締役会の決議があったものとみなす。

〔代表取締役〕

第27条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

〔役付取締役〕

第28条　取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長、取締役副社長各１名、専務取締役２名以内および常務取締役若干名を定めることができる。

〔取締役の報酬等〕

第29条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

〔取締役の責任免除〕

第30条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第１項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、その会社法第423条第１項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。

第五章　監査役および監査役会

〔監査役の定員〕

第31条　当会社に監査役４名以内を置く。

〔監査役の選任〕

第32条　監査役は株主総会で選任する。

監査役の選任決議は議決権を行使することのできる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもって行う。

〔補欠監査役〕

第33条　法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。

２　補欠監査役の選任決議の定足数は、第32条の規定を準用する。

３　第１項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。

４　補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

〔監査役の任期〕

第34条　監査役の任期は選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

〔監査役会の権限〕

第35条　監査役会は法令または本定款に定める事項のほか、当会社における監査の方針、業務および財産の状況の調査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項を決定する。

〔監査役会の招集通知〕

第36条　監査役会は各監査役がこれを招集する。

監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の５日前に発する。

但し緊急の場合にはその期間を短縮することができる。

監査役全員の同意があるときは招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

〔監査役会の決議方法〕

第37条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

〔常勤の監査役〕

第38条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

〔監査役の報酬等〕

第39条　監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

〔監査役の責任免除〕

第40条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第１項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、その会社法第423条第１項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。

第六章　計　　算

〔事業年度〕

第41条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までの１年とする。

〔剰余金の配当の基準日〕

第42条　当会社の期末配当の基準日は、毎年３月31日とする。

前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

〔中間配当〕

第43条　当会社は取締役会の決議によって、毎年９月30日を基準日として中間配当をすることができる。

〔配当の除斥期間〕

第44条　配当財産が金銭である場合は支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

〈2022年６月24日改正〉